

令和元年度第2回香川県国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日時 令和2年2月4日（火）13：30～14：30
- 2 場所 香川県庁本館12階 大会議室
- 3 委員の出席状況
〔出席委員9名〕 松尾会長、近藤委員、名賀委員、藤井委員、久米川委員
木村委員、三村委員、小島委員、美馬委員
〔欠席委員2名〕 豊嶋委員、石川委員
- 4 事務局出席者
健康福祉部：安藤部長、土草次長
医務国保課：尾崎課長、白石室長、近藤室長補佐、西部室長補佐、矢田副主幹、冨田主任
- 5 傍聴者 9人
- 6 議事内容
各議題の審議等について

議題1 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定結果について

事務局から、議題1について、説明を行った。

【主な意見、質疑等】

- （委員） ・ 資料1参考資料4の「主な歳入」の国民健康保険事業納付金の額と資料1参考資料2の納付金額が合わないのはなぜか。
- （事務局） ・ 資料1参考資料2は、一般被保険者分の納付金額であり、資料1参考資料4は退職被保険者を含めた納付金額で、資料1別添資料の納付金額と合致する。
- （委員） ・ 資料1で診療費総額を約933億円と推計しているとのことであったが、資料1参考資料4の「主な歳出」の保険給付費等交付金は約815億円となっているが違いは何か。
- （事務局） ・ 診療費は10割の部分で、保険給付費は保険者が負担する自己負担額を除いた額である。
保険給付費の算出方法は、「未就学（8割）」「70歳未満一般（7割）」「70歳以上一般（8割）」「70歳以上現役並み所得者（7割）」の区分ごとに過去の実績等により高額療養費を含めた給付率を算出し、その率をそれぞれの区分ごとの診療費に乗じて算定している。
- （委員） ・ それぞれの区分ごとの給付率の違いも考慮して、細かく算定されており安心した。
- （委員） ・ 資料1参考資料2の一人当たり納付金の意味は何か。
- （事務局） ・ 一人当たり納付金は、市町が県に納める納付金を各市町の被保険者数で割った数字である。

- (委 員) ・ 資料1 参考資料2 の特定健診は市町によって違うが、平均的な額を使用するのか。また、保健事業の主なものは何か。
- (事 務 局) ・ 特定健診の額は、市町から報告を受けた額である。保健事業は、生活習慣病予防対策や医療費適正化の取組みなど各市町で行っている。
- (委 員) ・ 葬祭諸費、出産育児諸費の内容は何か。
- (事 務 局) ・ 葬祭諸費は、被保険者が死亡した時に遺族に支払う額であり、2万円から5万円と市町ごとに金額が違っている。出産育児一時金は一律42万円である。
- (会 長) ・ 医療の専門的な立場から、意見はありますか。
- (委 員) ・ 納付金の算定方法については、国で決められた方法で行われており、妥当なものと思う。

議題2 その他

事務局から、議題2について、「赤字削減・解消計画について」説明を行った。

【主な意見、質疑等】

- (会 長) ・ 市町と協議を行うとのことだが、具体的にはどのように行うのか。
- (事 務 局) ・ 市町国保広域化連携会議で各市町の担当課長と定期的に意見交換を行っており、今年度は予定も含めて8回開催する。また、各市町に出向き担当課長とヒアリングを年3回程度、秋には、個々の事務について事務打合せを行っている。その他、医療費分析事業や研修などを行っている。
- (委 員) ・ 赤字は、4市町だけか。
- (事 務 局) ・ 赤字が出ているところは4市町だけである。
-
- (会 長) ・ 様々な意見をいただいたが、知事から諮問された「国民健康保険事業費納付金の徴収」について、事務局案は適当であると答申してよろしいか。
- (委 員 全 員) ・ 了 承 (異 議 な し)
- (会 長) ・ それでは、事務局案のとおり答申させていただく。

「以 上」